

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、特に次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方交付税の総額確保と法定率の引上げ

- (1) 地方創生やデジタル化、脱炭素化の推進、防災・減災対策やこども・子育て政策の強化等による人口減少対策に加え、人件費の大幅増、物価高騰や金利上昇への対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業も含め地方財政計画に的確に反映するとともに、令和7年度においても、都市自治体が引き続き安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額を増額すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保・充実すること。

- (2) 令和6年人事院勧告等に準じた給与改定等を着実に実施できるよう、必要な一般財源を確保すること。

また、教職調整額の引上げなど、教師の処遇改善の実施に当たっては、国の負担と比べて地方の負担が極めて大きいことを踏まえ、必要額については地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源の確保を図ること。

- (3) こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差が生じることのないよう国の責任において財源を措置すること。

あわせて、都市自治体独自の取組やこども・子育て政策の強化に地方が安心して取り組めるよう、安定的な地方財源を確保すること。

- (4) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

- (5) 基準財政需要額は、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態をよりの確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのよう

に算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

2. 地方税の充実強化

- (1) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

- (2) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、令和5年度税制改正において創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置については、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

- (3) 軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、CASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

- (4) ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

- (5) 地方たばこ税は都市自治体にとって貴重な財源であり、その継続的かつ安定的確保や望まない受動喫煙の防止を図るためには、分煙施設の整備等が重要であることから、今後更に積極的に取り組むこととしているが、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、一般財源である現行の地方たばこ

税制度を堅持すること。

3. 物価高騰対策等に係る地方財源の確保

現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済状況等を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。

4. 国庫補助金等の補助単価等の適正化

都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を現下の資材価格の高騰等の実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。